

特別養護老人ホーム ふるさとの杜かみのもと

ご利用料金表

【3割負担】

1. 施設利用料金

※ 太字のみ円表示、それ以外は単位数表示

介護度		要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
A 介護 保険 (3割負担分)	ユニット型福祉施設Ⅰ (基本サービス費)	652/日	720/日	793/日	862/日	929/日
	日常生活継続支援加算Ⅱ			46/日		
	看護体制加算ⅠⅡ			4/日		
	看護体制加算ⅡⅡ			8/日		
	夜勤職員配置加算ⅡⅡ			18/日		
	個別機能訓練加算Ⅰ			12/日		
	① 1日の合計	740/日	808/日	881/日	950/日	1,017/日
	② 1ヶ月の合計 (①×31日)	22,940/月	25,048/月	27,311/月	29,450/月	31,527/月
	③ 個別機能訓練加算Ⅱ 口腔衛生管理加算Ⅱ 科学的介護推進体制加算Ⅱ (②+20+110+50)	23,120/月	25,228/月	27,491/月	29,630/月	31,707/月
	④ 処遇改善加算Ⅰ (③×8.3%)	1,919/月	2,094/月	2,282/月	2,459/月	2,632/月
⑤ 特定処遇改善加算Ⅰ (③×2.7%)	624/月	681/月	742/月	800/月	856/月	
⑥ ハードアップ等支援加算 (③×1.6%)	370/月	404/月	440/月	474/月	507/月	
⑦ 1ヶ月の総単位数 (③+④+⑤+⑥)	26,033/月	28,407/月	30,955/月	33,363/月	35,702/月	
⑧ 地域別単価 (6級地)	10.27円/単位					
1ヶ月の合計料金(A) (31日)	80,208円	87,522円	95,373円	102,792円	109,998円	
1ヶ月の合計料金(A) 計算式 : (⑦×⑧) - (⑦×⑧×70%)・・・小数点以下切り捨て						
介護保険負担限度額認定 ※食費と居住費の軽減を受けるためには介護保険負担限度額認定の申請が必要です						
B 食費・ 居住費 (実費負担分)	第1段階	・住民税非課税世帯で高齢福祉年金を受給されている方および生活保護を受給されている方 ・預貯金等の合計額が単身で1,000万円以下、夫婦で2,000万円以下の方				
	食費	300円/日 9,300円/月		居住費	820円/日 25,420円/月	
	1ヶ月の合計料金(B) (31日)	34,720円				
	1ヶ月の合計料金 (A) + (B)	114,928円	122,242円	130,093円	137,512円	144,718円
	第2段階	・住民税非課税世帯で年金収入等が年間で80万円以下の方 ・預貯金等の合計額が単身で650万円以下、夫婦で1,650万円以下の方				
	食費	390円/日 12,090円/月		居住費	820円/日 25,420円/月	
	1ヶ月の合計料金(B) (31日)	37,510円				
	1ヶ月の合計料金 (A) + (B)	117,718円	125,032円	132,883円	140,302円	147,508円
	第3段階①	・住民税非課税世帯で年金収入等が年間で80万円超120万円以下の方 ・預貯金等の合計額が単身で550万円以下、夫婦で1,550万円以下の方				
	食費	650円/日 20,150円/月		居住費	1,310円/日 40,610円/月	
	1ヶ月の合計料金(B) (31日)	60,760円				
	1ヶ月の合計料金 (A) + (B)	140,968円	148,282円	156,133円	163,552円	170,758円
	第3段階②	・住民税非課税世帯で年金収入等が年間で120万超の方 ・預貯金等の合計額が単身で500万円以下、夫婦で1,500万円以下の方				
	食費	1,360円/日 42,160円/月		居住費	1,310円/日 40,610円/月	
	1ヶ月の合計料金(B) (31日)	82,770円				
1ヶ月の合計料金 (A) + (B)	162,978円	170,292円	178,143円	185,562円	192,768円	
第4段階	・第1段階～第3段階の対象要件を満たさない方 ※負担限度額認定の対象外であり、食費と居住費の軽減なし					
食費	1,590円/日 49,290円/月		居住費	2,250円/日 69,750円/月		
1ヶ月の合計料金(B) (31日)	119,040円					
1ヶ月の合計料金 (A) + (B)	199,248円	206,562円	214,413円	221,832円	229,038円	

令和5年6月1日現在

※ 上記料金は概算であり、実際のご利用料金と異なる場合がございます。

2. その他の料金（希望者・該当者のみ）

項目	金額	項目	金額
電化製品使用料（1品目当たり）	50円/日	預かり金出納管理費	50円/日
理美容代	実費	文書料	実費
教養娯楽費	実費		

※ 医療費（診察料・処置料・入院料・薬剤費等）につきましては嘱託医および他の医療機関を含め、全て自己負担となります。

3. 加算料金（介護保険対象）

※ 全て単位数表示

加算名（略称）	単位数	算定要件	
体制加算	サービス提供体制強化加算Ⅱ	18/日	・介護福祉士の占める割合が介護職員総数の60%以上。
	看護体制加算Ⅰ2	4/日	・入居定員が51人以上で、常勤の看護師を1名以上配置していること。
	看護体制加算Ⅱ2	8/日	・入居定員が51人以上で、看護職員を入居者25人に対して1名以上配置し、且つ人員配置基準よりも1名以上配置すること。（当施設の場合は4名以上配置） ・当施設の看護職員によりまたは病院等の看護職員との連携により、24時間対応の連絡体制を確保すること。
	夜勤職員配置加算Ⅱ2	18/日	・ユニット型介護福祉施設サービス費を算定し、入居定員が51人以上。 ・夜勤を行う介護職員と看護職員を、人員配置基準よりも1名以上配置すること。
	日常生活継続支援加算2	46/日	・介護福祉士を入居者6人に対して1名以上配置し、以下の要件のいずれかを満たすこと。 ①要介護4と要介護5の新規入居者の占める割合が新規入居者総数の70%以上。 ②認知症日常生活自立度「Ⅲ」以上の新規入居者の占める割合が新規入居者総数の65%以上。 ③痰の吸引等の医療行為が必要な入居者の占める割合が入居者総数の15%以上。 ※①②の算定については前6ヶ月または前12ヶ月の期間内で割合を計算する。
	科学的介護推進体制加算Ⅱ	50/月	・入居者ごとの基本的な情報と疾病の状況等の情報を厚生労働省に提出していること。 ・必要に応じてサービス計画を見直すなど、提出した情報を活用していること。
	安全対策体制加算	20/回	・組織的に安全対策を実施する体制（外部研修を受けた担当者の配置・安全対策部門の設置）が整備されていること。
	介護職員処遇改善加算Ⅰ	総単位数×8.3%/月	・キャリアパス要件ⅠⅡⅢと職場環境等要件を満たす場合。
	介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ	総単位数×2.7%/月	・介護福祉士の配置等要件、処遇改善加算要件、職場環境等要件、見える化要件を満たす場合。
	介護職員等ベースアップ等支援加算	総単位数×1.6%/月	・ベースアップ等要件と処遇改善加算要件を満たす場合。
実施加算	初期加算	30/日	・施設での生活に慣れるために様々な支援を必要とすることから、新規に入居した日から起算して30日間に限って算定。また、30日を超える病院等への入院後に再入居した場合も同様。
	個別機能訓練加算Ⅰ	12/日	・常勤且つ専従の機能訓練指導員（理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・看護職員・柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師またはきゅう師）を1名以上配置し、機能訓練指導員・看護職員・介護職員・生活相談員・その他の職種の方が共同して入居者ごとに個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づいて計画的に機能訓練を実施していること。
	個別機能訓練加算Ⅱ	20/月	・個別機能訓練加算Ⅰを算定していること。 ・個別機能訓練計画書の内容等の情報を厚生労働省に提出し、活用していること。
	口腔衛生管理加算Ⅱ	110/月	・歯科医師の指示を受けた歯科衛生士による口腔ケアを月2回以上実施。 ・口腔衛生等の管理に係る計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、活用していること。
	看取り介護加算Ⅰ1~4	① 72/日 ② 144/日 ③ 680/日 ④ 1,280/日	・常勤の看護師を1名以上配置し、24時間対応の連絡体制を確保していること。 ・看取りに関する指針を定め、入居の際に本人および家族等に対して説明し同意を得ること。 ・看取りに関する職員研修を実施していること。 ・①死亡日45~31日前、②死亡日30~4日前、③死亡日前々日・前日、④死亡日に算定
	外泊時費用	246/日	・入居者が病院等へ入院した場合および居宅における外泊を認められた場合。但し、入院または外泊の初日と最終日は算定できない。（月6日間限度）

【その他の加算】

《体制加算》

・常勤医師配置加算	25/日	・認知症専門ケア加算Ⅰ	3/日
・精神科医療養指導加算	5/日	・認知症専門ケア加算Ⅱ	4/日

《実施加算》

・退所前訪問相談援助加算	460/回	・ADL維持等加算Ⅰ	30/月
・退所後訪問相談援助加算	460/回	・ADL維持等加算Ⅱ	60/月
・退所時相談援助加算	400/回	・褥瘡マネジメント加算Ⅰ	3/月
・退所前連携加算	500/回	・褥瘡マネジメント加算Ⅱ	13/月
・再入所時栄養連携加算	200/回	・褥瘡マネジメント加算Ⅲ	10/月
・療養食加算	6/回	・栄養マネジメント強化加算	11/日
・配置医師緊急時対応加算1	650/回	・若年性認知症受入加算	120/日
・配置医師緊急時対応加算2	1,300/回	・認知症行動・心理症状緊急対応加算	200/日
・自立支援促進加算	300/月	・看取り介護加算Ⅱ1	72/日
・経口維持加算Ⅰ	400/月	・看取り介護加算Ⅱ2	144/日
・経口維持加算Ⅱ	100/月	・看取り介護加算Ⅱ3	780/日
・排せつ支援加算Ⅰ	10/月	・看取り介護加算Ⅱ4	1,580/日
・排せつ支援加算Ⅱ	15/月	・経口移行加算	28/日
・排せつ支援加算Ⅲ	20/月	・在宅復帰支援機能加算	10/日
・排せつ支援加算Ⅳ	100/月	・外泊時在宅サービス利用費用	560/日

※ 体制加算は全入居者一律算定、実施加算は該当者のみの算定となります。